参考資料　G

芦屋市立打出保育所及び芦屋市立大東保育所の移管先事業者の募集について
（条件の概要（案）等についてのご意見・疑問点）

資料番号 （資料3-1～資料7）	該当箇所 （ページ番号，項番等）	ご意見・疑問点	発言委員	事務局参考
1　移管前の保育内容等の継承について				
資料3-1		・施設長、主任保育士、保育士の条件に付いては、概ね異存はない。 保護者の条件を満たそうとすると、現実の保育実践においては、複数の保育士が常にクラスに常駐することになり、子どもに圧迫感を与えないか？	寺見委員長	
資料3-1	P10	移管後の令和4年の4月は所長が毎日訪問して支援に取り組み、とあるが、移管後のサポートという意味では頻度をもう少し緩やかに設定できないか。	鎮委員	
資料3-2	全般	・「保育の内容とは何か」 について説明を要する。保育の内容の継承となっているが、記されている内容は、保育の活動内容である。また、保育の内容（活動？）として記載内容の視点がバラバラになっている感がある。大局的な視点と各論的な概念とが入り混じっているために、何を保育内容としているのかが捉えにくい）。おそらくは、保護者の意向を踏まえて記載されているためを思われるが。	寺見委員長	「保育内容」につきましては，「保育活動」が個々の具体的な活動を表していることに対し，「保育活動」にその趣旨・目的を含めた用語として使用しております。
資料3-2	P2	・縦割り保育において、（3）の異年齢交流グループの設定をこのようにするのはなぜか？	寺見委員長	異年齢の関りによる学びを目的とするところは同じですが，2つの保育所での取り組み形態におきましては，若干の違いがあるものです。
資料3-3	P1	・優先すべきは事業者の理想や保育論ではなく、「文化の継承」であるとなっているが、ここでいう「文化」とは何か説明が欲しい。	寺見委員長 鎮委員	保護者の意見としては，保育に係る手技・手法及び，その保育の目的・主旨も含め引き継ぐことを文化の継承として表現しているものと理解しております。
資料3-3	P1，1	2017年、打出保育所で行われた民間移管の説明会において、民間移管によって環境や先生が大きく変わる事を心配する保護者に対して、芦屋市は「民営化したからと言って保育内容が変わるということはない」と言いました。不安しかない私たちにとってその言葉は救いだったのです。しかし芦屋市との面談の中で、公立の保育を引き継ぐための話をすると、市からは「事業者のアイデンティティが大切」と言われました。**「民営化しても保育内容は変わらない」との発言を芦屋市には守っていただきたいです。** 新規の保育所を立ち上げるのではなく、今までその場所に毎日通い、公立の保育を受けてきた子どもたちが、引き続き同じ場所で同じ保育を受ける、それが民間移管です。**移管によって子どもが受ける環境変化は最小限にとどめなければいけません。**そういった観点から、最低でも移管後1年間は公立の保育を引き継いだ保育を実践してください。 「より一層質の高い保育の提供を目指」していただくことは、これからの子どもにとってもとても良い事ですが、それは移管が落ち着いた2年目以降に取り組んでいただきたいです。 また、実際に移管受託経験のある法人の園長先生は、「保育士は保育のプロではあるが、今までの公立保育所のやり方をとにかく一年間はやってみるということが重要。自分たちがそれを通して『自分達ならこういうことができる』『こういう方法もある』とその時々で思ってしまうとぐちゃぐちゃになり、**子どもたちが迷ってしまうので、一年間はまず公立と同じことをする。**」と仰っていました。その言葉からも分かるように、最低でも移管後1年間は公立の保育を引き継いだ保育を行うということは子どもにとって重要なのです。また、移管直後から事業者の理想や保育論を優先することで、逆に子どもたちや保育の場に混乱をきたす可能性があるということです。	綿貫委員	
資料3-3	P1	保護者意見の通り。保護者は現状の打出保育所の保育に満足している。手をかけ、目を配り、子どもたちを豊かに育てていただいている現状の保育を尊重し、引き継ぐ努力をして下さる法人に応募していただきたいと考える。	矢尾委員	
資料3-3	2-4	・施設長、主任保育士、保育士の条件に付いては、保護者の条件を満たそうとすると、現実の保育実践においては、複数の保育士が常にクラスに常駐することになり、子どもに圧迫感を与えないか？	寺見委員長	
2　応募資格について				

参考資料 G

芦屋市立打出保育所及び芦屋市立大東保育所の移管先事業者の募集について
（条件の概要（案）等についてのご意見・疑問点）

資料番号 （資料3-1～資料7）	該当箇所 （ページ番号，項番等）	ご意見・疑問点	発言委員	事務局参考
資料3-1	P3，11-(1)	・民間移管が発表され、それは覆らないと知った時、私たち保護者は無力感を抱き、大きな心労を感じました。また、移管するのであれば子どもに少しでも負担の無いようにと、他市事例を調べ、保育情勢に関する研修に参加し、移管に係る市との面談に多くの時間と労力を費やし、大変しんどい思いをしてきています。これから打出保育所に入る子どもと保護者に同様の思いをして欲しくありません。 ・移管後も公立保育所の保育を引き継ぎ、同等の役割・責任を果たすためには、市の保育実践義務を明確にする必要があります。園と保護者が直接契約する認定こども園では、市の責任が後退するため、今までと同等の役割・機能を果たすことになりません。したがって、現在の打出の保育を継承するためには保育所としての運営が必須です。 ・認定こども園への移行は、保護者と園の法律を含めた関係を大きく変更するものであり、どうしても必要な場合には、在所する保護者全員の同意を要件とするべきです。 どうしても制限期間を設ける条件を外せないのであれば、三者協議会において「施設種別の変更に係る条件」の協議をするよう事業者に求めてください。またその条件の中に、 ①新入所児童募集の段階で、施設種別変更の計画があることを公表すること。 ②施設種別変更の計画が持ち上がった時点で、在所児童全世帯からの同意を得ること。 ③施設種別変更までには最低でも2年間の猶予を置くこと。 の3点を盛り込むことを求めます。	綿貫委員	
資料3-1	P4，13-(3)	「宗教的な行事・行為は行わないこと」→「お祈りや講話等」宗教的な行事・行為は～とより具体的に書いた方が伝わりやすいと思います。	綿貫委員	
資料3-1	P4，13	子どもや保護者の信教の自由は重要なものであり、宗教的な行為として具体的な講話や祈祷以外にも、特定の宗教的理念に基づいた保育理念や保育目標を掲げることについても不適切ですので、「保護者の宗教活動の多様性に配慮した保育・食事を行うこと」「特定の信仰や宗教的理念に基づいた保育理念や保育目標を設定しないこと」といった文言	綿貫委員	
資料3-3	P2	移管施設と同程度の定員の施設を現に運営していることを条件としたい。小規模保育事業所の運営経験しかないような法人では、現状の定員にあった保育経験を持つ保育士を育てることはできないと考えるため。	矢尾委員	
3 職員の配置等に関することについて				
資料3-1	P5，14	職員の条件に「移管後4年度間（令和4年度から令和7年度まで）」と条件を付けるべきではないと考えます。 期間経過後に質の低下があってはならないものであり、全ての条件において4年間遵守すればよいというものではありません。 それでも尚、条件を付すのであれば、保育の質が低下することのないよう市として監査する仕組みを保証し、その仕組みを具体的に募集要項に記載すべきです。 令和7年度以降、こども園化の可能性があるのであれば、責任の主体が兵庫県になることで芦屋市の責任がより著しく後退してしまうことも危惧しています。	綿貫委員	
資料3-1	P5，14	条件に「概ね〇〇年以上」「概ねの範囲の判断は事業者によるものとし」と書かれていますが、曖昧すぎて保護者としては不安です（特に実務経験年数を下回る場合）。 「概ね」とは常識的に考えて1～2年の幅という認識ですが、市としてはどのように考えておられるのでしょうか。	綿貫委員	「概ね」につきましては，必ずしも1～2年とは考えてりません。
資料3-1	P5，14-(1)-イ-(ア)	「施設長としての経験が通算して概ね5年以上」との事ですが、概ねの範囲の判断が事業者による上、経験年数は必ずしも上回ることを求めるものでも無いのであれば、施設長経験が2年でも応募する事業者は出てくると思います。応募条件の幅が広すぎるため、これでは条件を設定した意味を成しません。 曖昧な基準ではなく、「5年以上」と明確にすべきです。	綿貫委員	
資料3-1	P5，14-(1)-イ-(ア)(イ)	「保育所、幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園」とは認可園の事ですか？	綿貫委員	「保育所・・・こども園は」は，それぞれ保育所等として運営するためには，認可を必要とする施設区分です。

参考資料 G

芦屋市立打出保育所及び芦屋市立大東保育所の移管先事業者の募集について（条件の概要（案）等についてのご意見・疑問点）

資料番号（資料3-1～資料7）	該当箇所（ページ番号，項番等）	ご意見・疑問点	発言委員	事務局参考
資料3-1	P5，14-（1）-イ-（イ）	「1歳又は2歳児のいずれか、及び3～5歳児のいずれかに係る担当経験がそれぞれ1年以上あり」との事ですが、概ね15年以上の保育実務経験がある中で偏った年齢児しか担当してこなかったのであればそれはそれで問題であるし、保育所全体を見渡し、主任保育士、担任保育士をまとめ、助言する立場である施設長であれば、1～5歳児クラス全ての担任経験がなければ務まらないと考えます。 2月26日の選定委員会での市の説明では「全ての年齢の担当の経験を条件とすることは、実態上、必ずしも実施できることとは限らないことであり、また保育内容を検討する際、1・2歳児と3歳児以降で区分けすることが一般的であるため」とのことですが、15年前後の保育実務経験があれば全ての年齢の担任は経験できると思います。 また、親としての経験では、1、2歳児では子どもへの対応が全く異なりますし、ましてや3歳児と5歳児では尚更です。保育内容を検討する際の一般的な区分けと施設長の条件を考慮する際の基準を一緒にするのは不適切です。 「1～5歳児クラスのすべての担当経験が各1年以上ある」とすべきです。	綿貫委員	
資料3-1	P5，14-（2）-イ-（ア）	「1歳又は2歳児のいずれか、及び3～5歳児のいずれかに係る担当経験がそれぞれ1年以上あり」との事ですが、概ね10年以上の保育実務経験がある中で偏った年齢児しか担当してこなかったのであればそれはそれで問題であるし、全クラスの子どもの様子を把握し、担任保育士をまとめ助言する立場である主任保育士であれば、1～5歳児クラス全ての担任経験がなければ務まらないと考えます。 2月26日の選定委員会での市の説明では「全ての年齢の担当の経験を条件とすることは、実態上、必ずしも実施できることとは限らないことであり、また保育内容を検討する際、1・2歳児と3歳児以降で区分けすることが一般的であるため」とのことですが、10年前後の保育実務経験があれば全ての年齢の担任は経験できると思います。 また、親としての経験では、1、2歳児では子どもへの対応が全く異なりますし、ましてや3歳児と5歳児では尚更です。保育内容を検討する際の一般的な区分けと主任保育士の条件を考慮する際の基準を一緒にするのは不適切です。 「1～5歳児クラスのすべての担当経験が各1年以上ある」とすべきです。	綿貫委員	
資料3-1	P5，14-（2）-イ-（イ）	「概ね10年以上」との事ですが、主任保育士の平均経験年数は公立では21.9年、私立では13.8年です。（内閣府発行「幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査　報告書　H30年3月」より） また、今までの打出・大東保育所の副所長先生方も年齢的に見て20年以上の経験はおありのようです。 保育の質の維持のためには「15年」は必要だと思います。	綿貫委員	
資料3-1	P6 （3）保育士-イ	「クラスを担当する保育士の1/2以上は～」とあるが、配置基準通りの職員数だと、新人担任が配置される可能性がある。この条件はなくしてほしい。	矢尾委員	
資料3-1	P6，14-（3）-イ	「クラスを担当する保育士の1/2以上は」「認可を受けた教育・保育施設～概ね5年以上の常勤保育士」という条件であれば、例えば、1歳児クラスに担任2名、2歳児クラスに担任4名、3歳児クラスに担任2名、4歳児クラスに担任1名、5歳児クラスに担任1名＝担任計10名の場合、条件では5名が新卒保育士となることがあり、6クラスある打出保育所の構成では、いずれかの年齢の学年の担任が新卒の保育士だけという事態が理論上は起こり得るため、保育体制として、また人的質の維持の観点からも「1/2以上」という条件では不十分です。 「クラスを担当する保育士の1/2以上」→「1クラスに1名以上」とすべきです。	綿貫委員	

参考資料　G

芦屋市立打出保育所及び芦屋市立大東保育所の移管先事業者の募集について（条件の概要（案）等についてのご意見・疑問点）

資料番号（資料3-1～資料7）	該当箇所（ページ番号，項番等）	ご意見・疑問点	発言委員	事務局参考
資料3-1	P6，14-(3)-イ	「・1歳児クラス又は2歳児クラスを～。3歳児クラスから5歳児クラスまでを～。」との事ですが、公立保育所のクラス担任保育士はベテラン先生と新人先生、又は中堅の先生同士等できるだけバランスよく組まれた上で保育の質が保たれています。 募集要項案の条件（クラス担当保育士1/2以上は保育実務経験が概ね5年以上）でいくと、中堅先生（保育実務経験2～3年）と新人先生（新卒）、新人先生同士といった組み合わせも考えられ、公立の保育を引き継ぐことは非常に困難です。 そうであってもこの条件で移管を行うのであれば、1クラスに1名以上の担任保育士には1～5歳児クラスの保育実務経験は必要です。しかし、「保育実務経験が概ね5年以上であること」を考慮すると、クラス担任保育士は担当年齢児に関わらず、「1・2歳児クラス、3～5歳児クラスそれぞれの担当経験が1年以上あること」としてください。	綿貫委員	
資料3-1	P6，14-(3)-イ	「保育実務経験が通算で概ね5年以上」との事ですが、概ねの範囲の判断が事業者による上、経験年数は必ずしも上回ることを求めるものでも無いのであれば、保育実務経験が2年でも応募する事業者は出てくると思います。応募条件の幅が広すぎるため、これでは条件を設定した意味を成しません。 また、打出・大東保育所はベテラン先生も新人先生もいてバランスが取れた中で安定した保育が行われています。芦屋市案の担任保育士の条件が該当するクラス担任が1/2となった場合、半分が新人保育士、残り半分が保育実務経験2～3年の保育士だけという状況もあり得、公立保育所の保育を引き継ぐことは困難です。 担任保育士の保育実務経験年数は「5年以上」とすべきです。	綿貫委員	
資料3-1	P6，14-(3)-イ	「常勤保育士」とは正規の保育士という意味でしょうか？ 施設長・主任保育士共に「正規職員」「正規保育士」という記載がありますが、保育士については「正規」という文言が無いのですが、クラス担任の保育士は全員、正規保育士ですか？	綿貫委員	「常勤」とは，いわゆる「フルタイム勤務」を意味しており，「正規」はそのうち「雇用期間の定めのない雇用」として利用しています。
資料3-1	P6，14-(3)-ウ	「～雇用するよう努めること。」→「～雇用すること。」としてください。 子ども・保護者にとっては、顔を知っている、公立の保育を知っている職員の方が継続して勤務してくださることは大きな安心です。また、事業者にとっても移管前の保育を知っている公立職員が継続勤務することは大きな手助けとなると聞きます。	綿貫委員	
資料3-1	P6，14-(4)	「非常勤職員が民間移管後も就労を希望する場合は、可能な限り引き続き雇用すること。」という文言の追記を希望します。　子ども・保護者にとっては、顔を知っている、公立の保育を知っている職員の方が継続して勤務してくださることは大きな安心です。また、事業者にとっても移管前の保育を知っている公立職員が継続勤務することは大きな手助けとなると聞きます。可能であれば移管後も引き続き勤務していただけるよう看護師又は保健師においても同等の条件を付すべきです。	綿貫委員	
資料3-1	P6 (5)栄養士・調理員 イ	食べることは生活の基礎であり、大変重要なこと。最近はアレルギーや宗教食などの配慮が必要な子どもも多い。調理師免許があることがイコールアレルギー対応の知識がある証明であると芦屋市からは説明された。が、調理職に調理師免許は必ずしも必要ないことを考えると、期間経過後に免許のない調理員のみで調理を行う日が発生してもおかしくないのではないか。「調理師免許を保有した職員が各開園日に1名以上」の条件は期限付きとはしないでほしい。	矢尾委員	
資料3-1	P6，14-(5)	「非常勤職員が民間移管後も就労を希望する場合は、可能な限り引き続き雇用すること。」という文言の追記を希望します。　子ども・保護者にとっては、顔を知っている、公立の保育を知っている職員の方が継続して勤務してくださることは大きな安心です。また、事業者にとっても移管前の保育を知っている公立職員が継続勤務することは大きな手助けとなると聞きます。可能であれば移管後も引き続き勤務していただけるよう栄養士・調理員においても同等の条件を付すべきです。	綿貫委員	
資料3-1	P6，14-(5)-イ	アレルギーを持つ児童の給食を考えると、条件に制限期間を付けることは不適切です。 調理師免許を保有している＝アレルギー食の知識があるということです。条件をなくすことにより、令和7年度以降はアレルギー食に知識の無い人が給食を作る状況が容認されることになり誤食事故につながりかねません。また、監査などの取組によって防げるものでもありません。永続的に順守すべき条件であるとするべきです。	綿貫委員	

参考資料　G

芦屋市立打出保育所及び芦屋市立大東保育所の移管先事業者の募集について
（条件の概要（案）等についてのご意見・疑問点）

資料番号（資料3-1～資料7）	該当箇所（ページ番号，項番等）	ご意見・疑問点	発言委員	事務局参考
資料3-1	P14	施設長や主任保育士の実務経験年数要件が厳しいのではないか。	鈴木委員	
資料3-3	ページ1～2 各職員条件のイ項目	条件を厳しくする期間が限定的であることに疑問を感じる。その期間が過ぎれば、経験の有無や個人の資質ではなく、ただ人件費の安さのみが重要視された職員配置になってしまわないか、心配である。どれほどマニュアルを作り、プール中や外あそび、お散歩の際の事故防止の仕組みを作ったところで、職員に備える気持ちがなければ事故は防げない。3歳までの事故死の割合は、家庭よりも保育所などの福祉施設内事故のほうが多いというデータもある。人件費のみを見て配置するのではなく、子どもたちの安全と成長のためにも、一番重要視されるのは経験である。期間経過後に経験の有無を問わないとするのであれば、芦屋市の担当課から期間経過後の職員配置状況についての監督責任があると考えるがどうか。	矢尾委員	
資料3-3	2-3	・保護者の条件も理解できる。ただ、あまり設定を厳しくすると、保育士集団が高齢集団になり、年齢幅が取りにくくなる。それはかえって、保育士間の人間関係が取りにくくなる可能性がある。多様な世代で学びあえる集団になりにくい。それは、子どもにとって不利益である。さらに心配なのは、保育士受難の時代に合って、確保が難しい。	寺見委員長	
資料3-3	ページ2 主任保育士のイ-(イ)	「概ね10年以上」とあるが、私立施設の主任保育士の平均勤務年数が13.8年であることを考えると、「概ね15年以上」とするのが妥当と考える。”下回ってもよい”という意味での”概ね”がついていると解釈しているので、”15年”であれば下回ったとしても平均程度の勤務年数になると考えるがどうか。	矢尾委員	
資料3-3	3　フリー保育士	募集要項にはフリー保育士に関する記載がありません。 打出保育所は定員90名で、芦屋市基準？国基準？によって、フリー保育士が配置されていますが、例えば弾力運用で95名の児童になった場合でもフリー保育士は必ず配置されますか？ 今現在でもフリー保育士さんにはたくさん助けていただいていますし、移管においては、環境が変わる事によって普段なら何事も無い子どもでも敏感に反応し、何をするか分からないと聞くので、フリー保育士の配置は必須と考えます。	綿貫委員	
4　移管前年度（令和3年度）における移管対象施設への訪問について				
資料3-1	P8，施設長予定者、主任保育士予定者、担任保育士予定者、看護師予定者、調理員予定者-ア	訪問頻度において「市と事業者が協議のうえ訪問予定を調整する」とのことですが、協議結果は実行される前に、三者協議等で事前に保護者に周知されますか？	綿貫委員	事前に保護者に周知の予定です。
資料3-1	P8，施設長予定者-ア	市の案では、移管後の引き継ぎ保育に公立の施設長が残る期間は短く、頻度も少ないので、施設長としての諸々の行事に関する企画段階からの会議への参加と日々の保育への取り組み方・合同練習・リハーサル・事前準備、夏場の過ごし方（暑さ対策・お盆休み時の保育）、プール、秋の遠足等の公立保育所のやり方を確実に引き継ぐのは困難と考えます。よって、令和3年度において、施設長予定者はそういった要所要所には確実に訪問し、引き継ぎを行うことを明記すべきです。	綿貫委員	

参考資料　G

芦屋市立打出保育所及び芦屋市立大東保育所の移管先事業者の募集について
（条件の概要（案）等についてのご意見・疑問点）

資料番号 （資料3-1～資料7）	該当箇所 （ページ番号，項番等）	ご意見・疑問点	発言委員	事務局参考
資料3-1	P8，施設長予定者-ア	民間移管の受託を経験し、合同保育期間中、1年間毎日公立保育所を訪問した吹田市の民間保育園の保育士の方によると、その1年間は子ども・保護者との信頼関係を築くのに必要不可欠な期間であったという事です。 実際に、合同・引き継ぎ保育期間が不十分であったため、子どもへの精神的負担が増え、噛みつきや試し行動、夜泣きや夜尿の症状、登所拒否、落ち着きがなくなり保育が荒れるといった状態になり落ち着いた保育が行えなかった、引き継ぎを行う公・民の職員に余裕がなく子どもに十分目が行き届かず、遊具での事故、アレルギー児への誤食事故などが起きたという事例が発生しています。 また、行政として移管の経験が豊富な茨木市でも合同保育期間中の1月～3月は週3日～週6日と**明確な訪問日を設定**し引き継ぎを行っています。 民間保育士の方に毎日訪問を要望するのは困難であると理解はしますが、10月以降は主任保育士予定者と一緒に時間の許す限り随時訪問し、公立保育所の保育内容を知り、お互いの考えを共通認識し移管に取り組むべきと考えます。 子ども・保護者との信頼関係の構築のためにも、令和4年の1月は週3日、2月は週4日、3月は週5日の訪問を、また、土曜日の保育の流れを把握できるよう土曜日の訪問も必ず実施されるよう明記すべきです。	綿貫委員	
資料3-1	P8，主任保育士予定者-ア	移管後の引き継ぎ保育に公立の主任保育士は訪問しないので、**主任保育士としての**諸々の行事に関する企画段階からの会議への参加と日々の保育への取り組み方・合同練習・リハーサル・事前準備、夏場の過ごし方（暑さ対策・お盆休み時の保育）、プール、秋の遠足等の公立保育所のやり方を確実に引き継ぐことはできないと考えます。よって、令和3年度において、主任保育士予定者はそういった要所要所には確実に訪問し、引き継ぎを行うことを明記すべきです。	綿貫委員	
資料3-1	P8，主任保育士予定者-ア	民間移管の受託を経験し、合同保育期間中、1年間毎日公立保育所を訪問した吹田市の民間保育園の保育士の方によると、その1年間は子ども・保護者との信頼関係を築くのに必要不可欠な期間であったという事です。 実際に、合同・引き継ぎ保育期間が不十分であったため、子どもへの精神的負担が増え、噛みつきや試し行動、夜泣きや夜尿の症状、登所拒否、落ち着きがなくなり保育が荒れるといった状態になり落ち着いた保育が行えなかった、引き継ぎを行う公・民の職員に余裕がなく子どもに十分目が行き届かず、遊具での事故、アレルギー児への誤食事故などが起きたという事例が発生しています。 また、行政として移管の経験が豊富な茨木市でも合同保育期間中の1月～3月は週3日～週6日と**明確な訪問日を設定**し引き継ぎを行っています。 民間保育士の方に毎日訪問を要望するのは困難であると理解はしますが、10月以降は施設長予定者と一緒に時間の許す限り随時訪問し、公立保育所の保育内容を知り、お互いの考えを共通認識し移管に取り組むべきと考えます。 子ども・保護者との信頼関係の構築のためにも、令和4年の1月は週3日、2月は週4日、3月は週5日の訪問を、また、土曜日の保育の流れを把握できるよう土曜日の訪問も必ず実施されるよう明記すべきです。	綿貫委員	
資料3-1	P8，施設長予定者-イ-（イ）	子どもや保護者との関係づくりのための取り組みはとても良い考えだと思います。「読み聞かせや面談の～機会を持つように努める。」ではなく、「～機会を持つ。」とし、市として強く要望してください。せっかくの良い取り組みなのに、「努める。」では実際に行われない可能性もあり得ます。	綿貫委員	
資料3-1	P8，担任保育士予定者	「移管予定施設の1～4歳児クラスに対して、各クラス1名以上」とのこと。打出は2歳児クラスが2クラスあるので、1～4歳児でクラス（教室）数としては5クラスありますが、「5名以上」という理解でよろしいですか？	綿貫委員	打出保育所の２歳児クラスにおいても各クラス１名と考えております。

参考資料　G

芦屋市立打出保育所及び芦屋市立大東保育所の移管先事業者の募集について
（条件の概要（案）等についてのご意見・疑問点）

資料番号 （資料3-1～資料7）	該当箇所 （ページ番号，項番等）	ご意見・疑問点	発言委員	事務局参考
資料3-1	P8，担任保育士予定者-ア	市の案では、移管後の引き継ぎ保育に公立保育士が残る期間は短く、頻度も少ないので、担任保育士予定者が令和3年4月～12月の間まったく訪問せず、令和4年1月以降に初めて訪問するのであれば、例年4月～12月に行われる行事や日々の保育の引き継ぎができません。 令和3年4月～12月の間も、担任保育士予定者が複数人のチームとなりローテーションで可能な範囲で訪問し、行事への取り組み方、日々の保育方法を実際に体験すべきです。中でも10月以降は1年間で一番大きな行事である運動会、それに続く生活発表会もあり、行事の進行、それにまつわる保育方法等の把握のためにも、移管に向けた保護者・子どもとの信頼関係構築のためにも複数人が週2～3日訪問すべきです。	綿貫委員	
資料3-1	P8，担任保育士予定者-ア-（ア）	「令和4年1月～　週1回程度から徐々に頻度を上げ」との事ですが、さすがに移管もせまった1月に週1回は少なすぎます。特に1月はお正月明けということもあり、正味3週間しかありません。例えばその内の2週を週1回の訪問としたら、1月の訪問日数はかなり少なくなり引き継ぎも信頼関係の構築もできません。 移管経験のある茨木市でも担任保育士予定者は1月週3、2月週4、3月週6日の訪問です。保護者の不安を払拭することを考えた吹田市は1月～3月毎日訪問です。 「令和4年1月は週3日、2月は週4日訪問」とすべきです。	綿貫委員	
資料3-1	P9，担任保育士予定者-ア-（イ）	「原則として毎日」とありますが、土曜日も訪問するという理解でよろしいですか？	綿貫委員	「原則として毎日」であり，毎週土曜日訪問することまで想定していません。
資料3-1	P9，担任保育士予定者-イ	クラス懇談会への出席や、個人懇談の実施等、具体的な取り組み内容はありますか？	綿貫委員	様々な事業に参加することを予定しておりますが，個別具体については予定していません。
資料3-1	P9，看護師予定者-ア	令和3年6月～12月の間も、行事（遠足、運動会等）やプールの様子、熱中症対策の様子を見学するため要所要所で訪問すべきだと思います。 令和4年3月は子どもとの信頼関係構築のためにも週5日は訪問すべきです。	綿貫委員	
資料3-1	P10，調理員予定者-ア	令和3年6月～12月の間も、行事食の確認、食育、クッキングの様子などを見学するため要所要所で訪問すべきだと思います。 また、給食は保育所によって味付けが違います。味が違うと食べない子どももいます。それに気付かなければ、単に「食べない子」「好き嫌いの多い子」「我儘な子」と見られることもあり得ます。 機材の使い方や業務の流れを覚えれば良いだけではなく、**子どもたちが今まで食べてきた給食の味を知り、それに近づけていくことも大切ですので、その点もよく考慮して訪問日数を決めていただきたいです。** 令和4年3月は子どもとの信頼関係構築のためにも週5日は訪問すべきです。	綿貫委員	
資料3-1	ページ10 調理員予定者	民間移管の経験をお持ちの園長先生から、”給食の文化は園や栄養士によってずいぶん差がある。移管後に給食の味付けが変わり、子どもが給食を食べなくなって苦労した。公私の栄養士や調理師が双方の給食を試食する機会をもち、どういったところを調整する必要があるかを検討することを要望するべき”とアドバイスをいただいた。給食の味付けは”芦屋市の給食文化”の根幹であると思うので、ただの施設見学や機材確認に終わる訪問ではなく、そういった実践的な引き継ぎの取り組みを必須とすることを考慮してほしい。	矢尾委員	
資料3-1	21	前にも発言しましたが、引継のコストを市が負担することを前提とした議論が必要かと思います。	鈴木委員	
資料3-3	ページ3 施設長予定者 主任保育士予定者 ア	移管前の3か月は”1か月に5回”ではなく段階を追って週に3日～5日の頻度で訪問してほしい。合同保育であるので、移管後の保育を想定し、子どもとの関係づくり・個性の把握を、1日や1週間の保育の流れの中で行ってほしい。また、移管後に子どもを預ける保護者は少しでも保育に向かう法人職員の様子を見ておきたいと思うので、せめて移管前の3か月は訪問頻度を増やし、公立職員と保育にあたり、送迎時に保護者が法人職員と交流したり子どもと関わる様子を見学できる機会がもてるようにしてほしい。	矢尾委員	
5　移管年度（令和4年度）における，市職員の施設への訪問等について				

芦屋市立打出保育所及び芦屋市立大東保育所の移管先事業者の募集について
（条件の概要（案）等についてのご意見・疑問点）

参考資料　G

資料番号 （資料3-1～資料7）	該当箇所 （ページ番号，項番等）	ご意見・疑問点	発言委員	事務局参考
資料3-1	P10，元所長	「原則として、移管対象施設の所長として勤務していた者とする」とありますが、「合同保育に参加した」との文言を追記すべきです。 条件では移管の前年度に施設にいた職員とは限定されず、数年前に移管予定施設にいた所長であっても派遣が可能と取れます。　子どもの心の安定、保育文化の継承という点から考慮しても、移管前直近の合同保育を経験している所長でないと、移管後の引き継ぎに来ても十分な引き継ぎはできず、意味を成しません。	綿貫委員	
資料3-1	P10，元所長	訪問頻度ですが、「概ね毎日」や「状況に合わせて訪問頻度を減らしていく」（資料Cより）との表現では曖昧で保護者としては不安です。 「在籍児童の状況や行事予定等を踏まえ調整する」（資料3-1より）ことはとても重要ですが、**まずは明確な訪問頻度を提示してください。**　運動会は事業者、子ども、保護者にとって大きな取り組みの一つであり、区切りの一つでもあると考えます。運動会が終わる10月を一つの目安として公立の先生方には見守っていただきたいです。「4月週5日、5～7月週4日、8～10月週3日、11～3月随時」とし、三者協議等で協議の上状況に応じて対応すれば良いのではないでしょうか。 移管は市としても初めての取り組みです。厳しいと思われる程度の条件にして（厳し目の条件と思っていませんが…）、後から緩めていくぐらいの対応で良いと思います。	綿貫委員	
資料3-1	P11，保育士	引き継ぎの公立保育士が「2名」は少ないです。打出は6クラス、大東は5クラスあるので、引き継ぎの先生が2名では**公立保育士がいないクラスが出てきます。** 保護者としては合同保育期間も十分とは思えませんし、民間担任保育士の今の条件では新人の先生が半数いることになります。　そのような状況で更に引き継ぎの公立保育士が2名では不安しかありません。事故やケガが発生してからでは取り返しがつきません。 移管受託経験のある先生のお話では「**子どもの気持ちを引き継ぐには各クラスに1名、元担任保育士を置く必要がある**」との事です。　公立保育所の保育が確実に引き継げるようにする為には、民間の先生方が新しい保育や子どもとの関係構築で大変な中、公・民双方の先生方の目が子どもたちにしっかり行き届くことで事故の発生率を下げる為には、子どもの気持ちをしっかり引き継ぎ、移管後も子どもが笑顔で過ごせる保育所にする為には、各クラスに1名、元担任保育士の配置が必要と考えます。 よって、令和4年度4月～10月の公立保育士の配置人数は「1～2歳児担当2名、3～5歳児担当3名（計5名）」とすべきです。11月以降は在籍児童の状況や行事予定を踏まえ、三者協議会で協議の上、人数の調整を行ってはいかがでしょうか。	綿貫委員	
資料3-1	P11，保育士	「原則として、移管対象施設に勤務していた者とする」とありますが、「原則として、合同保育に参加した移管対象施設の担任保育士とする」とすべきです。 条件では移管の前年度に施設にいた職員とは限定されず、数年前に移管予定施設にいた保育士であっても派遣が可能、また、元担任保育士でなくとも派遣が可能と取れます。 子どもの心の安定、保育文化の継承という点から考慮しても、移管前直近の合同保育を経験している公立担任保育士でないと、移管後の引き継ぎに来ても十分な引き継ぎはできず、意味を成しません。	綿貫委員	
資料3-1	P11，保育士	訪問頻度ですが、「概ね毎日」や「状況に合わせて訪問頻度を減らしていく」（資料Cより）との表現では曖昧で保護者としては不安です。 「在籍児童の状況や行事予定等を踏まえ調整する」（資料3-1より）ことはとても重要ですが、**まずは明確な訪問頻度を提示してください。**　運動会は事業者、子ども、保護者にとって大きな取り組みの一つであり、区切りの一つでもあると考えます。 実際に他市では、公立職員の訪問が9月までということで、「先生に運動会を見てもらえない」と悲しむ子どもの姿があったという事です。　運動会が終わる10月を一つの目安として公立の先生方には見守っていただきたいです。訪問頻度は「4月週5日、5～7月週4日、8～10月週3日、11～3月随時」としてください。	綿貫委員	

芦屋市立打出保育所及び芦屋市立大東保育所の移管先事業者の募集について
（条件の概要（案）等についてのご意見・疑問点）

参考資料　G

資料番号（資料3-1～資料7）	該当箇所（ページ番号，項番等）	ご意見・疑問点	発言委員	事務局参考
資料3-1	P11，看護師	具体的な訪問期間、訪問頻度の記載がありません。 参考資料Cでは、「訪問期間/必要な時」「訪問頻度/令和4年4月」となっていますが、合同保育において、民間の看護師さんは遠足への同行、夏場の熱中症対策、プールの時間、特に夏の感染症への対応等を実際に経験されていないので、4月以降も元公立看護師の訪問は必要と考えます。 4月～10月は可能な限り訪問、行事の時は必ず訪問。11月以降は随時訪問、とすべきです。	綿貫委員	
資料3-1	P11，調理員	具体的な訪問期間、訪問頻度の記載がありません。 参考資料Cでは、「訪問期間/必要な時」「訪問頻度/令和4年4月」となっていますが、合同保育において、民間の調理員さんは行事食の確認、食育、クッキング等を実際に経験されていないので、4月以降も元公立調理員の訪問は必要と考えます。 4月～10月は可能な限り訪問、行事の時は必ず訪問。11月以降は随時訪問、とすべきです。	綿貫委員	
資料3-1	P10,11　21-（2）　元所長、保育士	（保護者からの意見にあるように）移管前後を知ることでスムーズに情報交換が行えるため 元所長　＊原則として、移管対象施設において移管前訪問を受けた元所長とする（元所長が訪問できない場合はもしくは主任保育士） 保育士　＊原則として、移管対象施設において移管前訪問を受けた保育士とする	野村委員	
資料3-1	P11　（3）	三者協議会は「R5年度まで」　、条件概要全体に条件が「R4からR7」となっていることで 保護者は不安になります。R7以降、芦屋市にある保育園に芦屋市がどう関わっていくかをどこかに明記できないでしょうか	野村委員	
資料3-1	21	準備には時間をかけるとして、移管後に市の職員が頻繁に訪問する必要があるのか疑問。　要請があればいけばよいが。	鈴木委員	
資料3-3	2-4	令和3年から引継ぎをし、令和4年1月～3月にかけでほぼ毎日よになるようなので、令和4年4月からは、4，5月は頻繁に公立職員が訪問するとしても、6月からは研究保育とカンファレンスを月2回、合同で行うような形でもよいのではないか？ ・あまり頻繁な訪問は、かえって保育士間の人間関係や子どもとの関係を崩すように思われる。また、子どもは、大人がたくさんいる中で生活することとなり、いずれも子どもにとって不利益である。	寺見委員長	
		前年度、事業者側から実際に保育にあたる保育士が合同保育に本格的に参加するのは実質1か月のみであるので、保育文化の引き継ぎは実際には一切行われていない。”基礎的な保育の知識は事業者側にもあるのだから、書類や伝聞でも十分に理解はできる”というのが芦屋市の考えであるようだが、資料に起こすことが難しい日々の細やかな保育の工夫や子どもへの声かけ等、共に保育を実施することでしか伝えられないことが”保育文化の継承”の肝となる部分であると考える。公立の先生が移管後も打出保育所に残り、子どもたちと新しい先生の関係づくりをつなぎ、細やかな日々の保育を実践的にサポートすることで確実に打出保育所の文化が引き継がれ、保護者も安心して子どもを預けられる関係を作ることができると考えている。	矢尾委員	
		訪問頻度について、芦屋市は”理想は4月の移管直後から公立職員の配置はゼロであること”と考えているようだが、市の”なるべく期間を短く、なるべく職員配置を少なく”という考え方は、公立職員へのプレッシャーになりかねない。十分な引き継ぎができていない・安心できる関係性の構築ができていない状況でも、早く引き上げなければならないという義務感で状況を過小評価してしまわないか不安である。	矢尾委員	
6　保育所名・クラス名・所歌について				

参考資料 G

芦屋市立打出保育所及び芦屋市立大東保育所の移管先事業者の募集について
（条件の概要（案）等についてのご意見・疑問点）

資料番号 （資料3-1～資料7）	該当箇所 （ページ番号，項番等）	ご意見・疑問点	発言委員	事務局参考
資料3-3	ページ5	打出保育所は運営を民間に引き渡すだけであって、保育文化がガラッと変わることはないし子どもたちの環境変化が極力少なくなるように努力するというのが芦屋市の説明であった。おしゃべりすらうまくできないような小さな子どもでも、まずは自分のクラスの名前を覚え、上のクラスの名前を覚えて親しみ、目標として成長し、”うちでほいくしょ”という名前を覚えて自分の居場所として安心し、時間をかけて受け入れてアイデンティティのよりどころとしているのである。”子どもには順応性があるから”という一言で、子どもの居場所を根こそぎ変えるようなことを事業者に許可すべきではない。 「打出保育所」という名前と各クラスの名前は変えないでいただきたい。所歌については各クラスの名前が入っているものであるので、これについても同様である。	矢尾委員	
資料3-3	6-ア	保育所は在所児だけではなく、今までに卒所していった子どもや地域にとってもかけがえのない存在、財産です。保育所の名称が変わることで、在所児・卒所児にとって、自分たちが育った場所が失われるような思いを強いることがないよう、どのような名称の法人等が運営する場合でも「打出保育所」「大東保育所」という名称は残すべきです。	綿貫委員	
資料3-3	6-ア	小さいクラスの子どもたちは「〇〇（上の年齢のクラス名）組さんになったら～できるんだ！」と憧れを持って日々過ごしています。子どもたちの憧れであり、モチベーションにもなっているクラス名が変わることで、子どもたちが失望・落胆することがないようクラス名を継続すべきです。	綿貫委員	
資料3-3	6-イ	子どもたちが歌い慣れた所歌を変えることで、子どもたちが失望・落胆することがないよう所歌も継続すべきです。	綿貫委員	
資料3-3	6-ア、イ	ただでさえ、民間移管で子どもを取り巻く多くの環境が変わってしまうのに、大人の都合で子どもたちが慣れ親しんだ保育所の名称、所歌、憧れを持つクラス名まで変えるのは横暴です。	綿貫委員	
		「打出」、「大東」を名称に含めればよい。クラス・所歌については移管先に任せるのがよい。	鈴木委員	
7 その他の事項について				
資料3-1	P7，18-（3）	「移管後に入所した児童については、移管の前日に在所している児童と異なる費用は求めないこと。」との文言の追記を希望します。移管後に入所した児童と、移管前から在所している児童と差別的な取り扱いをすることで、保護者間に不公平感が生じます。保育料以外の費用負担については、入所の時期に関わらず等しい条件とすることが大原則と考えます	綿貫委員	
資料3-1	P11，22-（5）	～「”従来通り”施設の運営に支障が無い範囲において～」とし、「活動に関する取り決めは三者協議をもって決定する」等の文言を追加してください。今までできていたことを”運営に支障があるから”と断られては困ります。	綿貫委員	
資料3-1	P11　22（5）	言葉の行き違いが起こりうる表現なので変更した方がいいと思います。 「従来」というのは概念的な表現でもあるので、例えば 「施設の運営に支障が無い範囲において、」→「保育を第一優先とした上で、」としてはどうでしょうか	野村委員	
資料3-2	P1，※1	「～十分な配慮に努めること。」→「十分に配慮すること。」としてください。 児童にとっての環境変化に対して十分な配慮をすることは重要かつ当然なことです。 「努める」では実際に行われない可能性もあり得ます。確実に実行してください。	綿貫委員	
資料3-2	P3，5	例年、運動会では、打出保育所の5歳児は竹馬、4歳児はフラフープ、大東保育所の5歳児も竹馬、4歳児は雲梯を演目としています。子どもたちも「お兄さん、お姉さんになったら、あの演目をするんだ」と憧れ、保護者たちもその演目を見ることを楽しみにしています。実際に両保育所の保護者アンケートでも、4、5歳児のこの演目は残して欲しいという声があります。**事業者の方に伝わるように具体的に明記をしてください。**	綿貫委員	
資料3-1	ページ3 11利用定員等 （1）	施設種別の変更ができない期間が限定されているが、保育所がこども園に変わるなどの変化は民間移管と同様、大きなことで、保護者・子どもへまた負担と不安の大きい事態が発生することを懸念している。”時代だから”仕方ないとお考えのようだが、そうであるならほすい委員からの意見書の通り、事前の情報公開を法人に義務付けてほしい。	矢尾委員	

参考資料　G

芦屋市立打出保育所及び芦屋市立大東保育所の移管先事業者の募集について
（条件の概要（案）等についてのご意見・疑問点）

資料番号 （資料3-1～資料7）	該当箇所 （ページ番号，項番等）	ご意見・疑問点	発言委員	事務局参考
資料3-2	P4，11	公立保育所では、卒所児童や以前在籍されていた先生方が行事に参加しています。 卒所児童は卒所して離れ離れになった友達や先生に夏祭りで再会できることをとても楽しみにしています。 また、在所児も保護者も異動して会えなくなった先生方に、行事や夏祭りで会えることを楽しみにしています。 民間移管しても引き続き、卒所児童や異動された先生方が行事に参加できるよう明記してください。	綿貫委員	
資料3-1	ページ11 22その他 （5）	「保護者会が実施する行事については、従来通り施設の運営に支障がない範囲において・・・」としてほしい。幹事会や夕べのつどいなど、これまで保育中であることに配慮しながら行ってきたことを、”支障があるので”と言われてできなくなるのではないかという懸念があるため。	矢尾委員	
	参考資料A	打出保育所の保護者が民間移管というものをどれほど不安に思い、子どものために多くのことを守ってほしいと考えているかということをまとめた資料で、応募の段階から事業者に目を通してほしいと考えているので、募集要項と共にホームページで公開してほしい。	矢尾委員	